

寺本康之の民法 I ザ・ベストハイパー [総則・物権]

<第1刷>

| ページ | 内 容 |
|---------|--|
| 97、98 | 【誤】民法 109 条 → 【正】民法 109 条 1 項 |
| 103、104 | 【誤】民法 112 条 → 【正】民法 112 条 1 項 |
| 109 | 当然に追認の効果が生じる () 内 【誤】最判昭 37・4・20 → 【正】最判昭 40・6・18 |
| 120 | 【誤】民法 130 条 → 【正】民法 130 条 1 項 |
| 136 | 表の「裁判上の請求等」部分 【誤】ゼロからカウント → 【正】ゼロからカウント (10 年) |
| 150 | 表の「債券の消滅時効」吹き出し 【誤】権利を行使できることが → 【正】権利を行使することが |
| 180 | 表の「債権的登記請求権」部分 【誤】売買契約などの契約に基づき → 【正】当事者間の合意に基づき |
| 193 | 【誤】被害者又は遺失者 → 【正】被害者 【誤】盗難又は遺失の時から → 【正】盗難の時から |
| 206 | 本文 2 行目 【誤】全額を償還させることはできません。 → 【正】価格の増加が現存している場合に限られます。 表の「必要費の償還請求」部分補足 建物が台風によって壊れたので、占有者 B が A 所有の建物につき |
| 207 | 表の「占有権の効力のまとめ」の「有益費」1 段目 (全額は不可) を削除 |
| 208、209 | 本文 12 行目 【誤】詐取や遺失は → 【正】詐取や遺失、横領は 「占有回収の訴え」の部分 【誤】(詐取や遺失は×) → 【正】(詐取や遺失、横領は×) |